



KOTO City In TOKYO

スポーツと人情が熱いまち

江東区

まちなみ景観色彩ガイド

	深川鼠
	弁柄色
	松葉色
	栗梅
	水縹
	柳葉色
	菜種色
	砂色
	浅葱色
	牡丹色
	江戸紫

1 風土と調和した美しいまちづくりをめざして

まちなみにおける色彩は、都市景観を形成する上で、重要な要素です。美しいまちなみをつくるためには、様々な形で伝承され、息づいている江東区の風土に配慮しつつ、個々の建物の色彩がお互いに秩序を保った関係で構成されていくことが大切です。

本区は、景観行政団体として、江東区景観計画を策定し、美しい景観形成の取組みを推進しています。この度、地域の特性を生かしたまちなみをつくるために、建物および工作物の色彩ガイドを作成しました。このガイドを通して、区民や事業者の皆様とともにまちなみの色彩について考え、風土と調和した美しいまちなみをめざします。

2 まちなみ景観における色彩の考え方

|| 基本的な考え方

景観の中で、一つの色彩は、その周辺や全体の色彩と関連して意味を持ちます。景観は多様な要素によって構成されており、それらの中には、場の象徴として美しく際立たせるべき要素と、周辺に融和させるべき要素があり、その秩序が良好に保たれている景観が美しい景観として評価されます。

一般に景観の中で目立たせるべき色彩は、信号や標識のように重要な情報伝達をになうもの、花や緑のように小さなものや季節その他によって変動するものなどです。建物のベースカラーのように、規模が大きく四季を通じて同じ場所にあり続けるものは、風土や慣例色（暖色系・5YR～5Y）を考慮し、周囲に馴染み景観のベースとなるような色彩を基本とすることにより、生活に必要な情報や、季節感を味える自然が際立つように計画します。

|| 地域らしさの表現

色彩は、「その地域らしさ」を表現します。地域によって土地利用、自然環境、歴史、文化などが異なりますので、それぞれの地域の状況や風土を考慮した色彩の選択が適切に行われることが大切です。

商業地では、共通のテーマカラーを採用したり、使用可能な色相の幅を広げトーン（明度と彩度）を揃えるなど、色使いに共通性をもたらせると、まちなみの個性や独自性が創出できます。

良好な色彩景観は、地域の特性を踏まえた色彩基準と推奨色を基に、調和のある景観形成を進めることにより実現します。

|| 風土色（慣例色）

まちなみ景観のベースとなっているのは、明るく、鮮やかさを抑えた黄赤系や、黄系の色です。区内の色彩調査の結果でも有彩色の約70%がこの範囲の色彩をベースカラーとしています。

このように、建物等に慣例的に用いられる色彩を慣例色といいます。多くの建物等に用いられる慣例色は長い時間かけて洗練してきた色彩であり、風土を反映したものでもあることから、合理的な色彩計画の基本色であるともいえます。

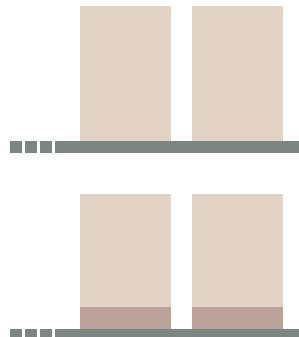
建物等の色彩計画は、こうした色彩をベースカラーの中心に考え、サブベースカラー等を効果的に使用することが基本です。

3 建物の色彩構成

建物の外観の色彩構成では、適度な変化と統一感を与えるために、外壁の面積に占める割合に応じて色彩を考えます。江東区景観計画では、外壁の面積配分ごとに色彩基準を設定し、良好な色彩景観を誘導します。

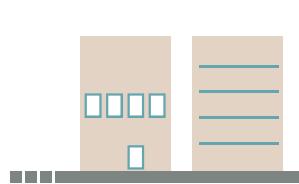
ベースカラー

建物の外観で最も広い面積を占め、建物のイメージを決める色で、**外壁各面の4／5**以上はベースカラーとして、色彩基準に適合した色彩を用います。



サブベースカラー

ベースカラーと組み合わせて用い、大面積の壁面に適度な表情を与えるカラーとして、**外壁各面の1／5以下**について、サブベースカラーを用いることができます。

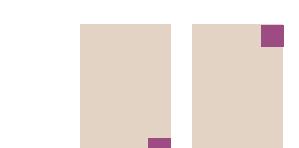


フレームカラー及びアクセントカラー

外壁各面の1／20以下を限度として、サブベースカラーの他に外壁にアクセントを与えるフレームカラーまたはアクセントカラーを用いることができます。ただし、サブベースカラーとフレームカラーおよびアクセントカラーの総量は、外壁各面の1／5以内とします。

フレームカラーは、窓枠、手すり、壁面の一部などに線的に用いて、リズムなどを加味したり、まちなみには秩序感や連続感を演出する色彩です。

また、アクセントカラーは、小面積に用いて個性を演出する色です。ベースカラーやサブベースカラーに対してコントラストを持ち、配色全体を引き締めます。



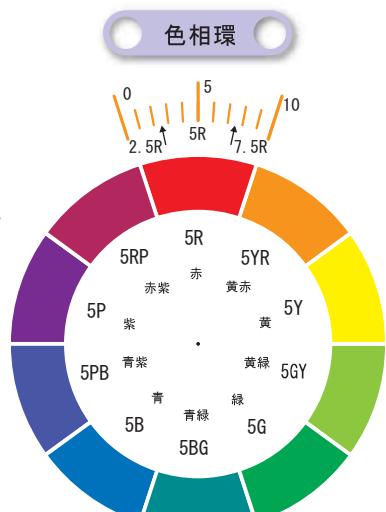
4 色彩の表示方法

江東区景観計画および本色彩ガイドでは、マンセル表色系の表示方法を用います。

マンセル表色系

マンセル表色系は、色相 (Hue) 、明度 (Value) 、彩度 (Chroma) の3属性を合わせて一つの色を表示するシステムです。

- 色相は色合いを表示し、赤 (R) 、黄赤 (YR) 、黄 (Y) 、黄緑 (GY) 、緑 (G) 、青緑 (BG) 、青 (B) 、青紫 (PB) 、紫 (P) 、赤紫 (RP) の10色相で表し、それぞれ0から10までの数値で細分します。
- 明度は明るさを表示し、色が明るくなるにつれ、数値が大きくなります。無彩色（白～灰色～黒）はN9のようにNをつけて表します。
- 彩度はあざやかさを表示し、色があざやかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。



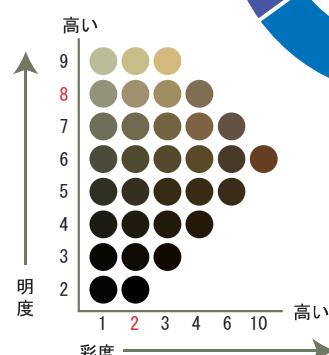
マンセル値による色の表示方法

(例) この色は



10ワイアール 8テン0の2テン0
10YR 8.0 / 2.0
色相 明度 彩度

と表示します。



印刷の色は実際と異なる場合もありますので、マンセル値をご参考ください。

5 色彩基準および推奨色の考え方

色彩基準

景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物または工作物の形態・意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」を用い、「色彩基準Ⅰ」、「色彩基準Ⅱ」のとおり定めます。

各地区における色彩基準と推奨色については、7ページ以降に示します。

<推奨色>

推奨色は、各地区の特性にふさわしい色彩環境を形成していくため、その地区の風土の色彩やまちづくりの方針から導かれる色彩の例を示したものです。建物等の色彩計画にあたっては、推奨色もしくは数値基準の範囲内で推奨色に準じた色、推奨色と調和する色を使用してください。

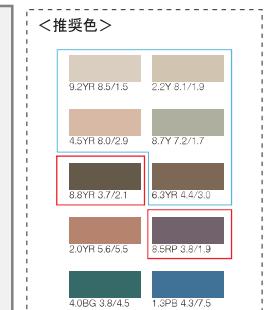
※区域が重複する場合は、全ての区域の色彩基準に適合する
色彩を使用してください。

<色彩基準と推奨色の関係>

色相	明度	彩度
■ベースカラー		
OR~9.9R	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
OYR~4.9YR	4以上8.5未満	5以下
5.0YR~5.0Y	8.5以上 未満	1.5以下 6以下
5.1Y~10.0GY	未満	2以下
その他	未満	1以下
	2以下	2以下
	1以下	1以下

色相	明度	彩度
■サブベースカラー		
OR~9.9R	4以下	4以下
OYR~4.9YR	5以下	5以下
5.0YR~5.0Y	6以下	6以下
5.1Y~10.0GY	2.5以下	2.5以下
その他	2以下	2以下

色相	明度	彩度
■屋根色（勾配屋根）		
屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		
9.2YR 8.5/1.5	2.2Y 8.1/1.9	
4.5YR 8.0/2.9	8.7Y 7.2/1.7	



推奨色のベースカラー、サブベースカラーの範囲を示しています。（色彩基準（左表）と対応）

6 色彩基準における地域区分

景観計画の対象区域（4ページ参照）においては、以下の地域ごとに色彩基準を定めています。各地域における色彩基準は、次ページ以降に示します。

1 下町水網地域（白河・富岡・小松橋地区）

白河地区 清澄1の一部 清澄2、3 常盤1の一部 常盤2 新大橋1の一部 新大橋2、3 森下 平野 三好 白河 高橋
富岡地区 佐賀1、2の一部 永代1の一部 永代2 福住 深川 冬木 門前仲町 富岡 牡丹 古石場1、2 古石場3の一部
越中島1～3の一部
小松橋地区 千石 石島 千田 海辺 扇橋 猿江 住吉 毛利

2 下町水網地域（東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区）

東陽地区 木場1の一部 木場2～5 木場6の一部 東陽1、2の一部 東陽3～7
亀戸地区 亀戸 砂町地区 北砂 東砂1～5 南砂1、5
大島地区 大島 南砂地区 東砂6～8 南砂2～4、6、7 新砂1～3の一部

3 臨海景観基本軸

越中島2、3の一部 古石場3の一部 木場1、6の一部 東陽1、2の一部 新砂1～3の一部 塩浜 枝川 豊洲
東雲 辰巳 潮見 有明 青海 夢の島 新木場 若洲

4 隅田川景観基本軸

新大橋1の一部 常盤1の一部 清澄1の一部 佐賀1、2の一部 永代1の一部 越中島1の一部

5 深川萬年橋景観重点地区

常盤1、2 清澄1～3の一部 新大橋2の一部

6 亀戸景観重点地区

亀戸1、2の一部 亀戸3 亀戸4～6の一部 亀戸8、9の一部

7 深川門前仲町景観重点地区

佐賀1、2の一部 永代1、2の一部 門前仲町1、2の一部、富岡1、2の一部 牡丹1～3の一部
古石場1の一部 越中島1、2の一部

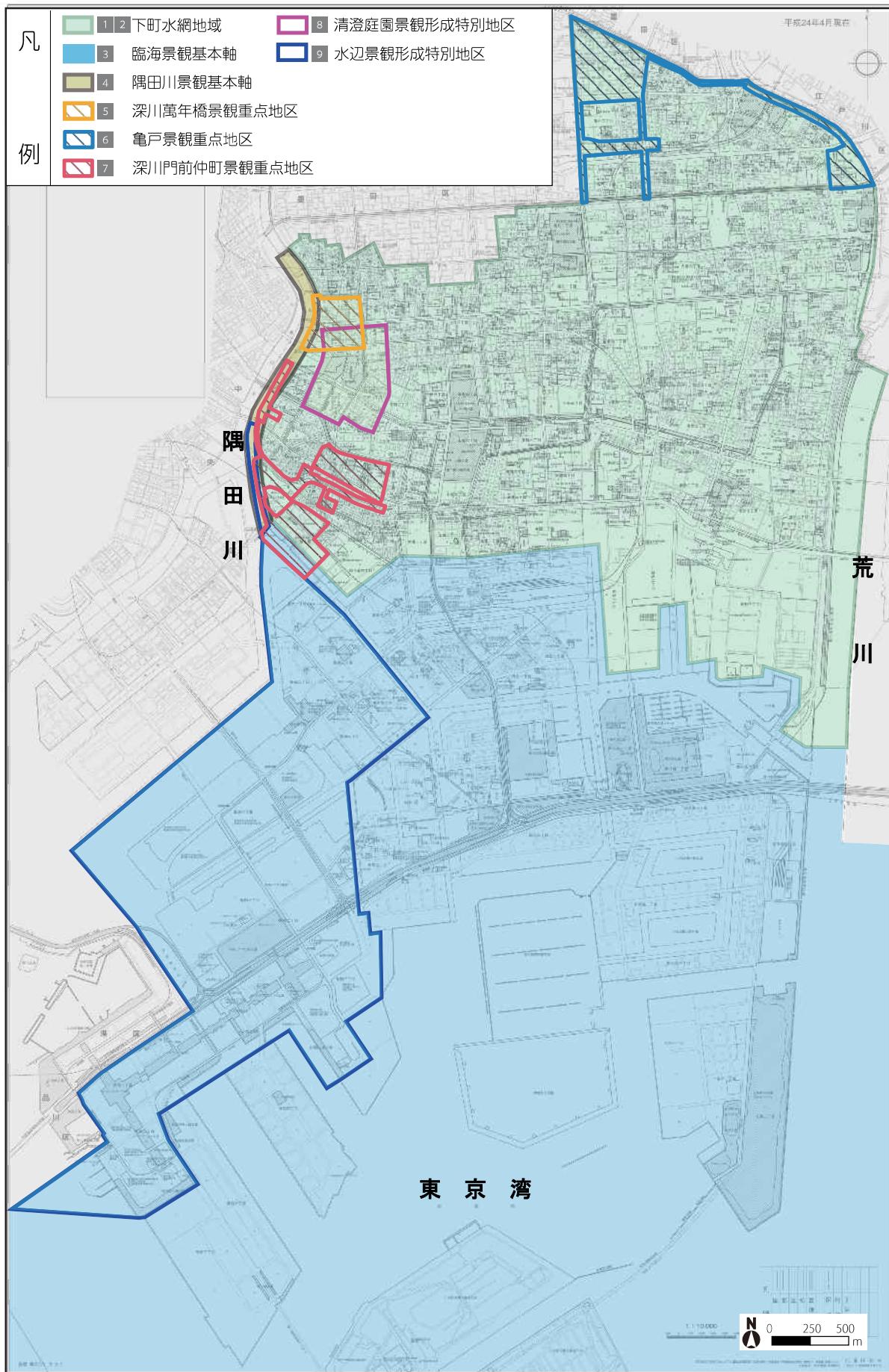
8 清澄庭園景観形成特別地区

清澄2、3 白河1 三好1 平野1 福住2 深川1、2の一部

9 水辺景観形成特別地区

永代1の一部 越中島1の一部 豊洲 東雲2の一部 有明1、2 有明3の一部 青海1、2

景観計画の対象区域



*本図は、おおむねの区域を示したものです。

*中央防波堤埋立地のうち江東区に帰属予定の区域は、「臨海景観基本軸」となります。

8 色彩基準

各地区の色彩基準を以下に示します。詳細（各地区における色彩基準と推奨色）は、7ページ以降に示します。
※無彩色の色相（N）は、「その他」の項目になります。

1 下町水網地域（白河・富岡・小松橋地区）

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ <建築物> 延べ面積千m ² 以上又は高さ15m以上（延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 建築面積千m ² 以上又は各届出高さ以上（建築面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）	ベースカラー	OR~9.9R	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		OYR~4.9YR	4以上8.5未満	5以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物> 延べ面積3万m ² 未満かつ高さ60m未満（延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 色彩基準Ⅰの対象規模のもの	サブベースカラー	OR~9.9R	4以下	
		OYR~4.9YR	5以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		5.1Y~10.0GY	2.5以下	
		その他	2以下	
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	
		OR~4.9YR	4以下	
		OYR~5.0Y	6以下	
		5.1Y~10.0GY	2.5以下	
		その他	2以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上 <工作物> 建築面積3万m ² 以上又は高さ60m以上 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅰの対象規模のもの	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	
			8.5以上	2以下
		その他	4以上8.5未満	
			8.5以上	1以下
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

2 下町水網地域（東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区）

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ <建築物> 延べ面積千m ² 以上又は高さ15m以上（延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 建築面積千m ² 以上又は各届出高さ以上（建築面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
■ 亀戸景観重点地区的区域 <建築物> 延べ面積3万m ² 未満かつ高さ60m未満（延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 色彩基準Ⅰの対象規模のもの	サブベースカラー	5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		5.1Y~10.0GY	2.5以下	
		その他	2以下	
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 延べ面積3万m ² 以上又は高さ60m以上 <工作物> 建築面積3万m ² 以上又は高さ60m以上 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 亀戸景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
■ 亀戸景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	サブベースカラー	5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		5.1Y~10.0GY	2.5以下	
		その他	2以下	
		屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

3 臨海景観基本軸

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ <建築物> 延べ面積千m ² 以上～3千m ² 未満かつ高さ15m未満 <工作物> 建築面積千m ² 以上～3千m ² 未満かつ各届出高さ以上～高さ15m未満 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物> 延べ面積3千m ² 未満かつ高さ15m未満 <工作物> 色彩基準Ⅰの対象規模のもの	ベースカラー	OR~4.9YR	6以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	6以上8.5未満	4以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	6以上8.5未満	2.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	6以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	4以下	
		その他	2以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 延べ面積3千m ² 以上又は高さ15m以上 <工作物> 建築面積3千m ² 以上又は高さ15m以上 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物> 延べ面積3千m ² 未満かつ高さ15m未満 <工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	ベースカラー	OR~4.9YR	6以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	6以上8.5未満	5以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	1.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	1以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 延べ面積3千m ² 以上又は高さ15m以上 <工作物> 建築面積3千m ² 以上又は高さ15m以上 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	サブベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2.5以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	

*臨海景観基本軸は、ベースカラー以外はすべてサブベースカラーとなります。フレームカラー及びアクセントカラーはありません。

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ <建築物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物> 高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 色彩基準Ⅰの対象規模のもの	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	5以下
			8.5以上	2以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	1.5以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	1以下
			8.5以上	1以下
		OR~4.9YR	4以下	
		5.0YR~5.0Y	6以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	サブベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2.5以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未溎（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	屋根色(勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	2以下
		その他	4以上8.5未満	1以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	
		OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 各届出高さ以上～高さ15m未溎（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未溎（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	ベースカラー	5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2.5以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2以下
			8.5以上	1以下
		その他	4以上8.5未満	1以下
			8.5以上	1以下
		5.0YR~5.0Y	6以下	
		その他	2以下	
色彩基準Ⅱ <建築物> 各届出高さ以上～高さ15m未溎（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未溎（延べ面積千m ² 以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ） 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの ■ 深川萬年橋景観重点地区的区域 ■ 深川門前仲町景観重点地区的区域 <建築物><工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの	サブベースカラー	5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2.5以下
		5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2以下

■ 建築物・工作物の色彩基準の例外

- (1) 高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この数値基準によらないことができます。
- (2) 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められている場合については、この数値基準によらないことができます。
- (3) 石材などの自然素材を使用する場合については、都市景観審議会または都市景観専門委員会の意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができます。
- (4) 地域の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、都市景観審議会または都市景観専門委員会の意見を聴取した上で、この数値基準によらないことができます。

5 深川萬年橋景観重点地区

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ				
■ 下町水網地域（白河地区） <建築物> 延べ面積3万m ² 未満かつ高さ 60m未満 <工作物> 築造面積千m ² 以上又は各届出 高さ以上（築造面積3万m ² 以上 又は高さ60m以上は色彩基準 Ⅱ）	ベースカラー	OR~9.9R	4以上8.5未満	4以下
8.5以上			1.5以下	
OYR~4.9YR		4以上8.5未満	5以下	
		8.5以上	1.5以下	
5.0YR~5.0Y		4以上8.5未満	6以下	
		8.5以上	2以下	
5.1Y~10.0GY		4以上8.5未満	2.5以下	
		8.5以上	1以下	
その他		4以上8.5未満	2以下	
		8.5以上	1以下	
■ 清澄庭園景観形成特別地区 の区域 <建築物> 高さ20m未満（延べ面積の要件 はなし） <工作物> 築造面積千m ² 以上又は各届出 高さ以上（高さ20m以上は色 彩基準Ⅱ）	サブベース カラー	OR~9.9R	4以下	
上記についてでは、隅田川景観 基本軸の色彩基準Ⅰ		OYR~4.9YR	5以下	
■ 清澄庭園景 観形成特別地区の色彩基準Ⅰ		5.0YR~5.0Y	6以下	
上記についてでは、清澄庭園景 観形成特別地区の色彩基準Ⅰ		5.1Y~10.0GY	2.5以下	
屋根色(勾配屋根)		その他	2以下	
各対象区域の色彩基準Ⅱによる				

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

8 清澄庭園景観形成特別地区

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ				
<建築物> 延べ面積千m ² 以上又は高さ 15m以上（高さ20m以上は色 彩基準Ⅱ） <工作物> 築造面積千m ² 以上又は各届出 高さ以上（高さ20m以上は色 彩基準Ⅱ）	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
8.5以上			1.5以下	
5.0YR~5.0Y		4以上8.5未満	6以下	
		8.5以上	2以下	
5.1Y~10.0GY		4以上8.5未満	2.5以下	
		8.5以上	1以下	
その他		4以上8.5未満	2以下	
		8.5以上	1以下	
■ 深川萬年橋景観重点地区 の区域 <建築物> 高さ20m未満（延べ面積の要 件はなし） <工作物> 築造面積千m ² 以上又は各届出 高さ以上（高さ20m以上は色 彩基準Ⅱ）		サブベース カラー	OR~4.9YR	4以下
屋根色(勾配屋根)			5.0YR~5.0Y	6以下
5.1Y~10.0GY	2.5以下			
その他	2以下			
5.0YR~5.0Y	6以下			
その他	4以下	2以下		
色彩基準Ⅱ				
<建築物> 高さ20m以上 <工作物> 高さ20m以上 橋梁その他これに類する工作 物で河川・運河などを横断す るもの	ベースカラー	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
8.5以上			1.5以下	
5.0YR~5.0Y		4以上8.5未満	6以下	
		8.5以上	2以下	
その他		4以上8.5未満	2以下	
		8.5以上	1以下	
■ 深川萬年橋景観重点地区 の区域 <建築物X工作物> 色彩基準Ⅱの対象規模のもの		サブベース カラー	OR~4.9YR	4以下
屋根色(勾配屋根)			5.0YR~5.0Y	6以下
その他	2以下			
5.0YR~5.0Y	6以下			
その他	4以下	2以下		

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

6 亀戸景観重点地区

「2. 下町水網地域（東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区）」の色彩基準Ⅰ、Ⅱに準じます。

7 深川門前仲町景観重点地区

「1. 下町水網地域（白河・富岡・小松橋地区）」、「3. 臨海景観基本軸」、「4. 隅田川景観基本軸」、「9. 水辺景観形成特別地区」の色彩基準Ⅰ、Ⅱにそれぞれ準じます。

9 水辺景観形成特別地区

対象	基準適用部位	色相	明度	彩度
色彩基準Ⅰ				
■ 臨海景観基本軸の区域 <建築物> 延べ面積千m ² 以上～3千m ² 未 満かつ高さ15m未満 <工作物> 築造面積千m ² 以上又は各届出 高さ以上（築造面積3千m ² 以上 又は高さ15m以上は色彩基 準Ⅱ）	ベースカラー	OR~4.9YR	6以上8.5未満	4以下
8.5以上			1.5以下	
5.0YR~5.0Y		6以上8.5未満	4以下	
		8.5以上	2以下	
5.1Y~10.0GY		6以上8.5未満	2.5以下	
		8.5以上	1以下	
その他		6以上8.5未満	2以下	
8.5以上		1以下		
■ 隅田川景観基本軸の区域 <建築物> 一 <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未 満（築造面積千m²以上は、色 彩基準Ⅱ）	サブベース カラー	OR~4.9YR	4以下	
5.0YR~5.0Y		6以下		
5.1Y~10.0GY		2.5以下		
その他		2以下		
5.0YR~5.0Y		6以下		
その他	4以下	2以下		
色彩基準Ⅱ				
■ 臨海景観基本軸の区域 <建築物> 延べ面積3千m ² 以上又は高さ 15m以上 <工作物> 築造面積3千m ² 以上又は高さ 15m以上	ベースカラー	OR~4.9YR	6以上8.5未満	4以下
8.5以上			1.5以下	
5.0YR~5.0Y		6以上8.5未満	4以下	
		8.5以上	2以下	
その他		6以上8.5未満	2以下	
8.5以上		1以下		
■ 隅田川景観基本軸の区域 <建築物> 延べ面積千m²以上又は高さ 15m以上 <工作物> 築造面積千m²以上又は高さ 15m以上		サブベース カラー	OR~4.9YR	4以下
桥梁その他これに類する工 作物で河川・運河などを横 断するもの			5.0YR~5.0Y	6以下
その他	2以下			
5.0YR~5.0Y	6以下			
その他	4以下	2以下		
■ 深川門前仲町景観重点地区 の区域 <建築物> 延べ面積3千m ² 以上又は高さ 15m以上 <工作物> 築造面積3千m ² 以上又は高さ 15m以上	サブベース カラー	5.0YR~5.0Y	4以下	
屋根色(勾配屋根)		6以下		
その他		2以下		
5.0YR~5.0Y		6以下		
その他	4以下	2以下		

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

9 各地区における色彩基準と推奨色

各地区における色彩基準と推奨色を以下に示します。区域が重複する場合は、全ての区域の数値基準に適合する色彩を使用してください。（印刷の色は、実際と異なる場合もありますので、マンセル値をご参照ください。）

1 下町水網地域（白河・富岡・小松橋地区）

色彩基準Ⅰ

対象 <建築物> 延べ面積千m²以上又は高さ15m以上（延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）

<工作物> 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（築造面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）

■ 深川萬年橋景観重点地区的区域

■ 深川門前仲町景観重点地区的区域

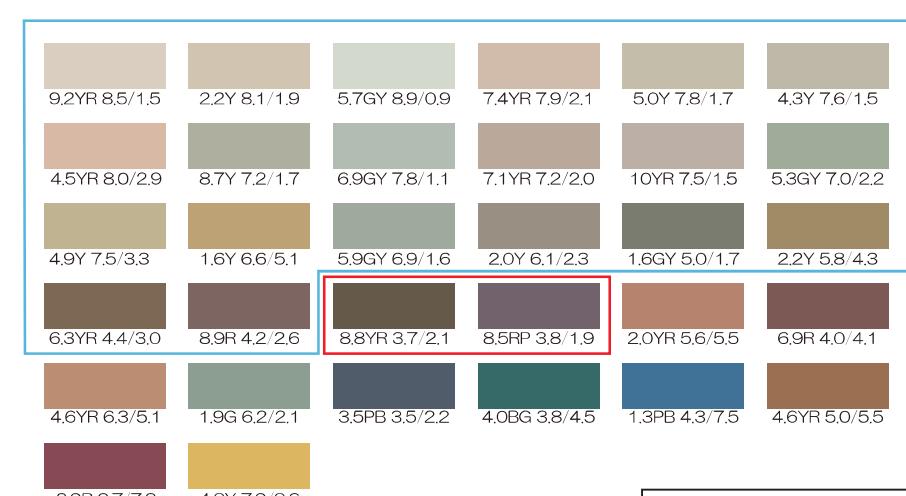
<建築物> 延べ面積3万m²未満かつ高さ60m未満（延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）

<工作物> 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（築造面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準Ⅱ）

色相	明度	彩度
----	----	----

<推奨色>

OR~9.9R	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
OYR~4.9YR	4以上8.5未満	5以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下



■ サブベースカラー

OR~9.9R	-	4以下
		5以下
		6以下
		2.5以下
		2以下

■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■ 屋根色（勾配屋根）

屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。

色彩基準Ⅱ

対象 <建築物> 延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上

<工作物> 築造面積3万m²以上又は高さ60m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの

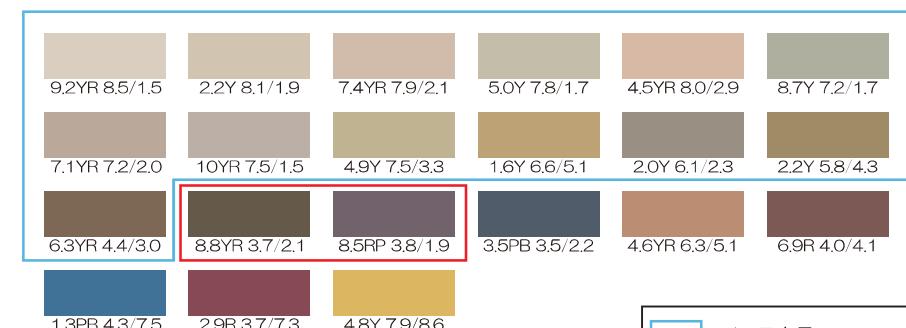
■ 深川萬年橋景観重点地区的区域

■ 深川門前仲町景観重点地区的区域

<建築物> <工作物> 上記色彩基準Ⅱの対象規模のもの

色相	明度	彩度
OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

<推奨色>



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■ サブベースカラー

OR~4.9YR	-	4以下
		6以下
		2以下

■ 屋根色（勾配屋根）

屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

2 下町水網地域 (東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区)

色彩基準 I

対象

〈建築物〉 延べ面積千m²以上又は高さ15m以上 (延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準II)

〈工作物〉 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上 (築造面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準II)

■ 亀戸景観重点地区の区域

〈建築物〉 延べ面積3万m²未満かつ高さ60m未満 (延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準II)

〈工作物〉 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上 (築造面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準II)

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■サブベースカラー

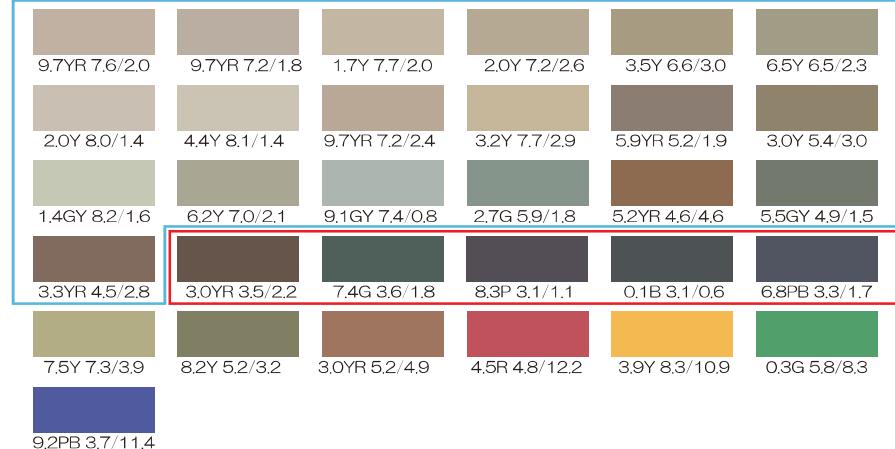
OR~4.9YR	—	4以下
		6以下
		2.5以下
		2以下

■屋根色 (勾配屋根)

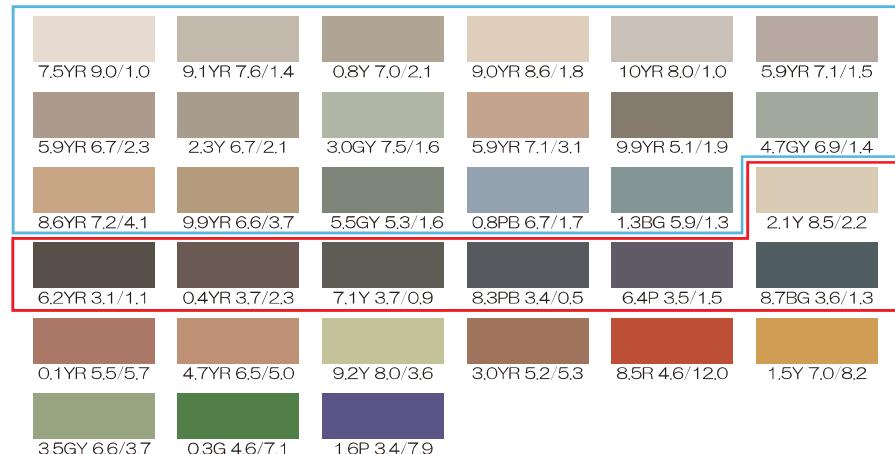
屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。

〈推奨色〉

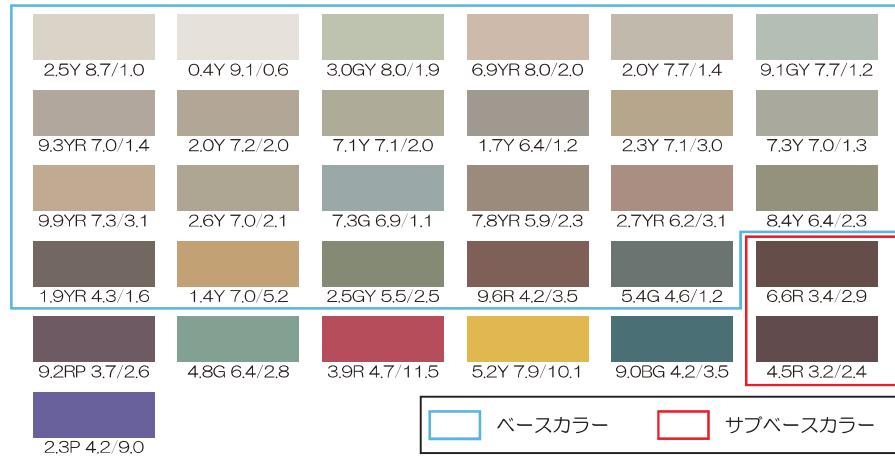
■東陽地区



■亀戸・大島地区



■砂町・南砂地区



■ ベースカラー

■ サブベースカラー

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

色彩基準II

対象

- 〈建築物〉 延べ面積3万m²以上又は高さ60m以上
 〈工作物〉 築造面積3万m²以上又は高さ60m以上
 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
 ■ 龜戸景観重点地区の区域
 〈建築物〉 〈工作物〉 上記色彩基準IIの対象規模のもの

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■サブベースカラー

OR~4.9YR	-	4以下
		6以下
		2以下

■屋根色（勾配屋根）

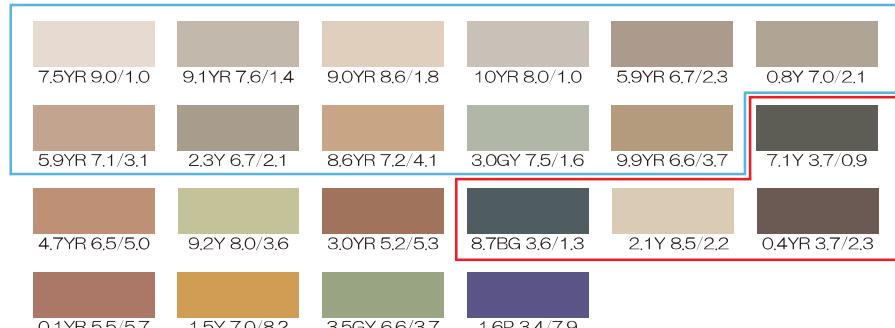
屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。

〈推奨色〉

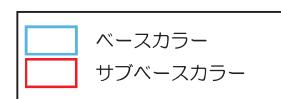
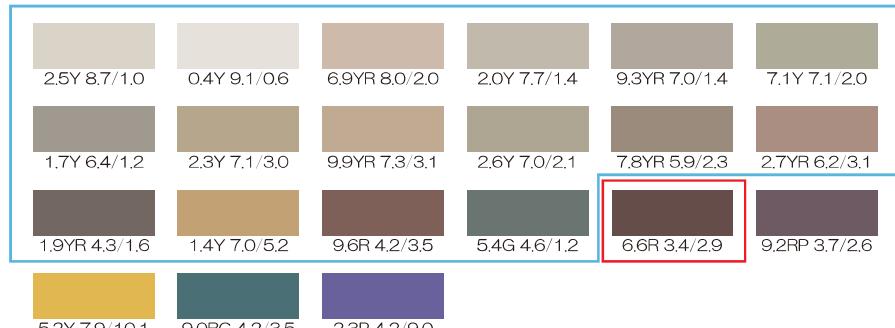
■東陽地区



■亀戸・大島地区



■砂町・南砂地区



*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

3 臨海景観基本軸

色彩基準 I

対象

- 〈建築物〉 延べ面積千m²以上～3千m²未満かつ高さ15m未満
 〈工作物〉 築造面積千m²以上～3千m²未満かつ各届出高さ以上～高さ15m未満
 ■ 深川門前仲町景観重点地区の区域
 〈建築物〉 延べ面積3千m²未満かつ高さ15m未満
 〈工作物〉 築造面積千m²以上～3千m²未満かつ各届出高さ以上～高さ15m未満

色相	明度	彩度
----	----	----

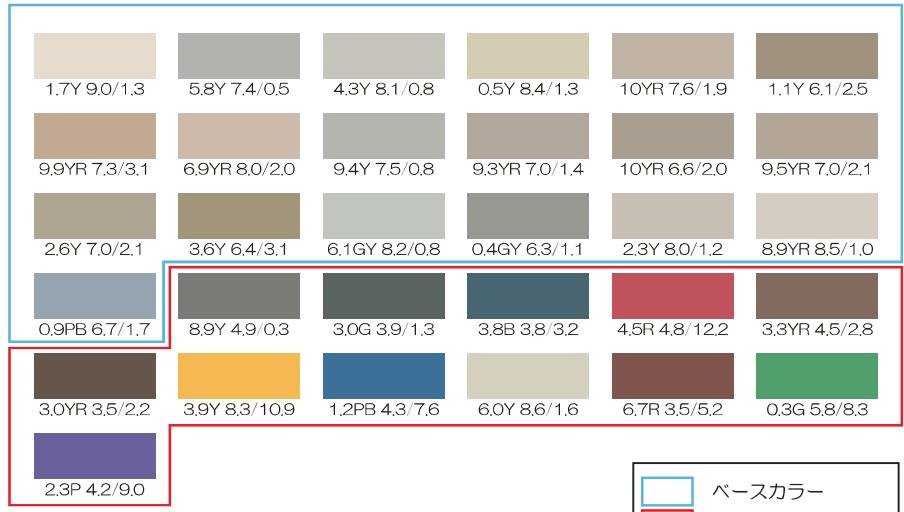
■ベースカラー

OR～4.9YR	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	2以下
5.1Y～10.0GY	6以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	6以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR～5.0Y	—	4以下
		2以下

〈推奨色〉



色彩基準 II

対象

- 〈建築物〉 延べ面積3千m²以上又は高さ15m以上
 〈工作物〉 築造面積3千m²以上又は高さ15m以上
 橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
 ■ 深川門前仲町景観重点地区の区域
 〈建築物〉 〈工作物〉 上記色彩基準 I の対象規模のもの

色相	明度	彩度
----	----	----

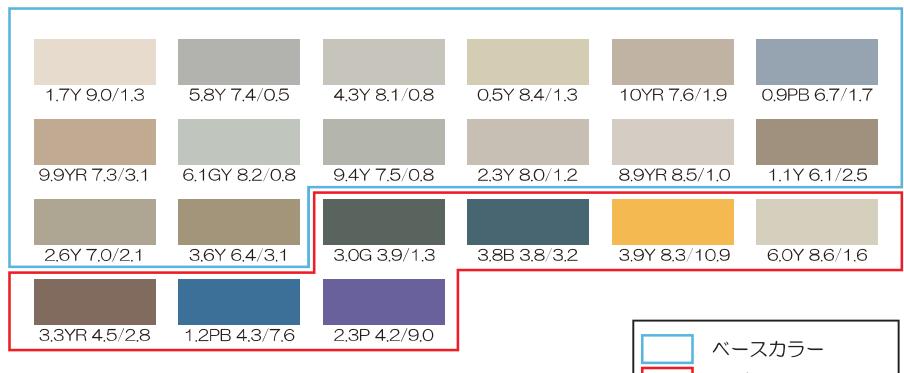
■ベースカラー

OR～4.9YR	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	2以下
その他	6以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR～5.0Y	—	4以下
		2以下

〈推奨色〉



4 隅田川景観基本軸

色彩基準 I

対象

- 〈建築物〉 —
 - 〈工作物〉 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は、色彩基準 II）
 - 深川萬年橋景観重点地区的区域※
 - 深川門前仲町景観重点地区的区域※
 - 〈建築物〉 高さ15m未満（延べ面積千m²以上は、色彩基準 II）
 - 〈工作物〉 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は、色彩基準 II）
 - 水辺景観形成特別地区的区域
 - 〈建築物〉 —
 - 〈工作物〉 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は、色彩基準 II）
- 上記については、水辺景観形成特別地区的色彩基準 I

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	5以下
	8.5以上	2以下
5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	1.5以下
	8.5以上	1以下
その他	4以上8.5未満	1以下
	8.5以上	1以下

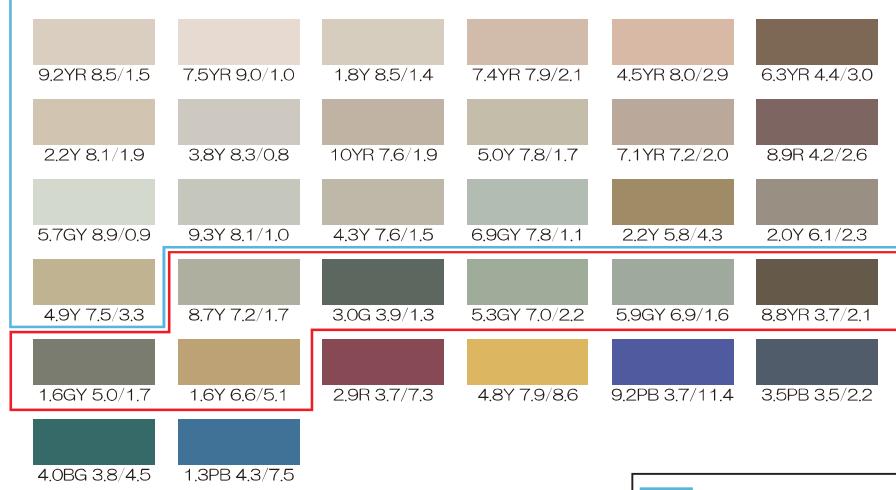
■サブベースカラー（※のみ）

OR~9.9R	—	4以下
		5以下
		6以下
		2.5以下
		2以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		2以下

〈推奨色〉



色彩基準 II

対象

- 〈建築物〉 延べ面積千m²以上又は高さ15m以上
- 〈工作物〉 築造面積千m²以上又は高さ15m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの
- 深川萬年橋景観重点地区的区域
- 深川門前仲町景観重点地区的区域
- 〈建築物〉 〈工作物〉 上記色彩基準 I の対象規模のもの

色相	明度	彩度
----	----	----

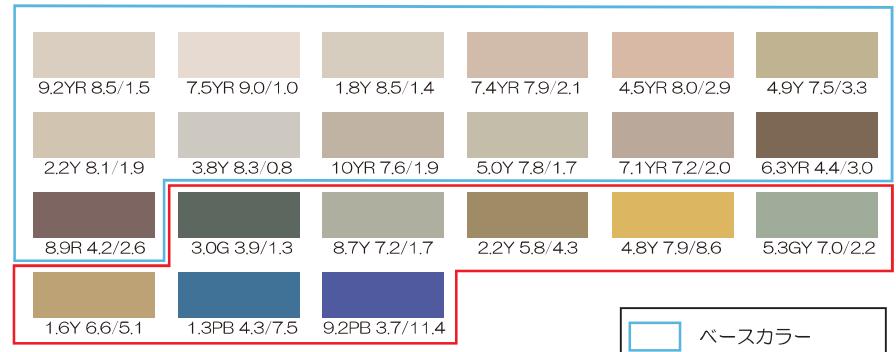
■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	1以下
	8.5以上	1以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		2以下

〈推奨色〉



5 深川萬年橋景観重点地区

色彩基準 I

対象

■ 下町水網地域（白河地区）

<建築物> 延べ面積3万m²未満かつ高さ60m未満<工作物> 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（築造面積3万m²以上又は高さ60m以上は色彩基準 II）

■ 隅田川景観基本軸の区域

<建築物> 高さ15m未満（延べ面積千m²以上は色彩基準 II）<工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は色彩基準 II）

上記については、隅田川景観基本軸の色彩基準 I

■ 清澄庭園景観形成特別地区的区域

<建築物> 高さ20m未満（延べ面積の要件はなし）

<工作物> 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（高さ20m以上は色彩基準 II）

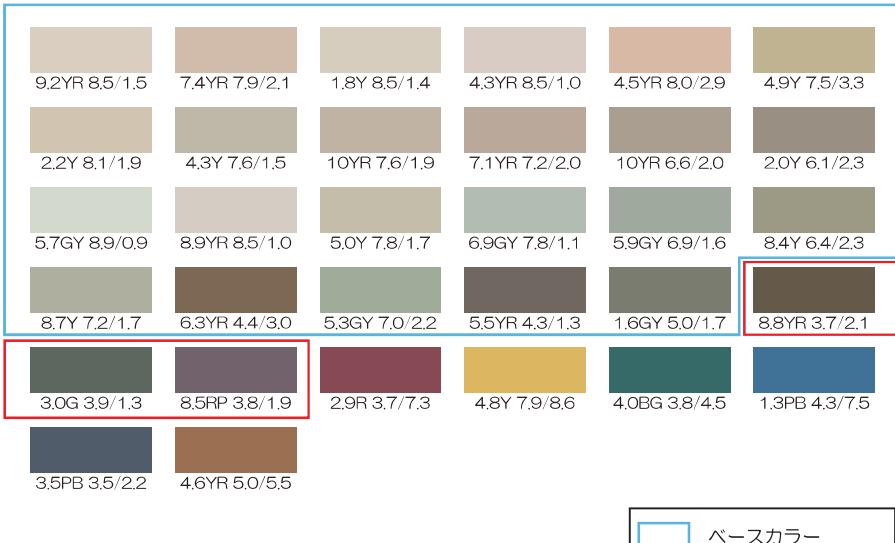
上記については、清澄庭園景観形成特別地区的色彩基準 I

色相	明度	彩度
----	----	----

■ ベースカラー

OR~9.9R	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
OYR~4.9YR	4以上8.5未満	5以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

<推奨色>



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■ サブベースカラー

OR~9.9R	-	4以下
		5以下
		6以下
		2.5以下
		2以下

■ 屋根色（勾配屋根）

屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

色彩基準 II

対象

■ 下町水網地域（白河地区）

■ 隅田川景観基本軸の区域

■ 清澄庭園景観形成特別地区的区域

<建築物> <工作物> 色彩基準 I の対象規模以上のもの、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの

※色相、明度、彩度は、各対象区域の色彩基準 II による

6 亀戸景観重点地区

「2. 下町水網地域（東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区）」の色彩基準 I 、 II に準じます。

7 深川門前仲町景観重点地区

「1. 下町水網地域（白河・富岡・小松橋地区）」、「3. 臨海景観基本軸」、「4. 隅田川景観基本軸」、「9. 水辺景観形成特別地区」の色彩基準 I 、 II にそれぞれ準じます。

8 清澄庭園景観形成特別地区

色彩基準 I

対象

〈建築物〉 延べ面積千m²以上又は高さ15m以上（高さ20m以上は色彩基準II）

〈工作物〉 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（高さ20m以上は色彩基準II）

■ 深川萬年橋景観重点地区の区域

〈建築物〉 高さ20m未満（延べ面積の要件はなし）

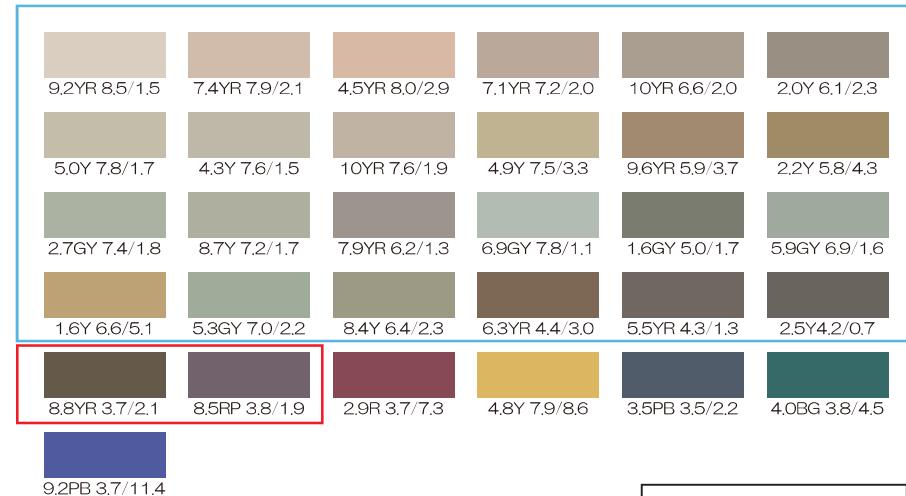
〈工作物〉 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（高さ20m以上は色彩基準II）

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
5.1Y~10.0GY	4以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

〈推奨色〉



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■サブベースカラー

OR~4.9YR	—	4以下
		6以下
		2.5以下
		2以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		2以下

色彩基準 II

対象

〈建築物〉 高さ20m以上

〈工作物〉 高さ20m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの

■ 深川萬年橋景観重点地区の区域

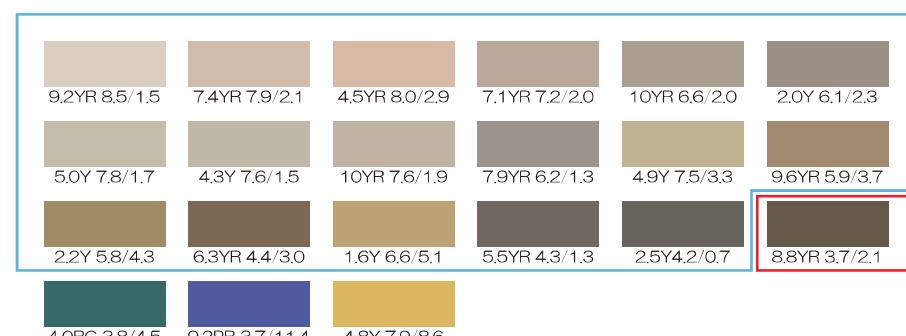
〈建築物〉 〈工作物〉 上記色彩基準Iの対象規模のもの

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

〈推奨色〉



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■サブベースカラー

OR~4.9YR	—	4以下
		6以下
		2以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
		2以下

* ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

9 水辺景観形成特別地区

色彩基準 I

対象

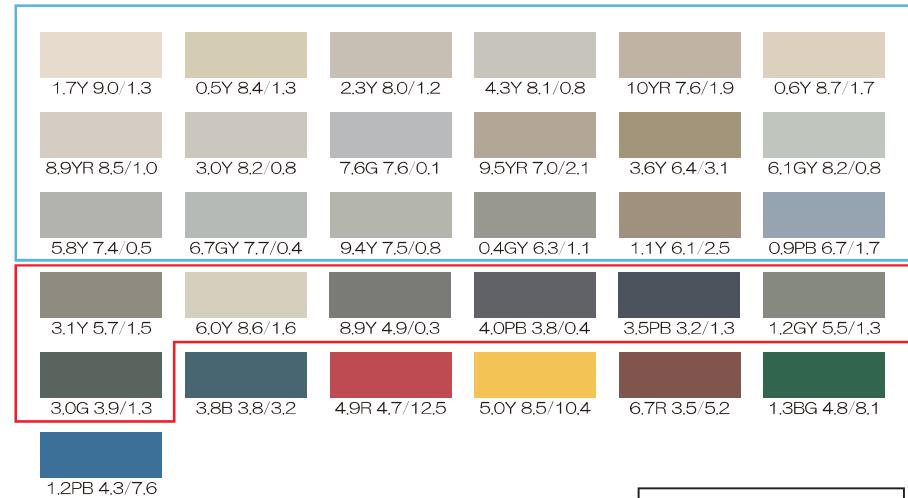
- 臨海景観基本軸の区域
 - <建築物> 延べ面積千m²以上～3千m²未満かつ高さ15m未満
 - <工作物> 築造面積千m²以上又は各届出高さ以上（築造面積3千m²以上又は高さ15m以上は色彩基準 II）
- 隅田川景観基本軸の区域
 - <建築物> 一
 - <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は、色彩基準 II）
- 深川門前仲町景観重点地区的区域
 - <建築物> 延べ面積3千m²未満かつ高さ15m未満
 - <工作物> 各届出高さ以上～高さ15m未満（築造面積千m²以上は色彩基準 II）

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR～4.9YR	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	2以下
5.1Y～10.0GY	6以上8.5未満	2.5以下
	8.5以上	1以下
その他	6以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■推奨色



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR～5.0Y	—	4以下
		2以下
その他		

色彩基準 II

対象

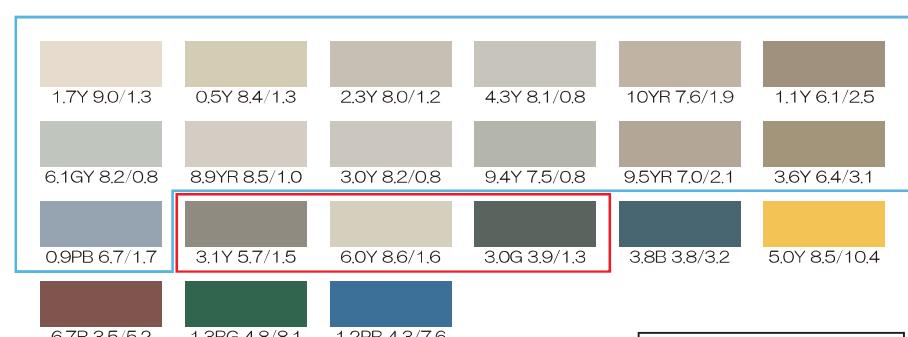
- 臨海景観基本軸の区域
 - <建築物> 延べ面積3千m²以上又は高さ15m以上
 - <工作物> 築造面積3千m²以上又は高さ15m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
- 隅田川景観基本軸の区域
 - <建築物> 延べ面積千m²以上又は高さ15m以上
 - <工作物> 築造面積千m²以上又は高さ15m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
- 深川門前仲町景観重点地区的区域
 - <建築物> 延べ面積3千m²以上又は高さ15m以上
 - <工作物> 築造面積千m²以上又は高さ15m以上、橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの

色相	明度	彩度
----	----	----

■ベースカラー

OR～4.9YR	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満	4以下
	8.5以上	2以下
その他	6以上8.5未満	2以下
	8.5以上	1以下

■推奨色



■ ベースカラー
■ サブベースカラー

■サブベースカラー

OR～4.9YR	—	4以下
		6以下
その他		2以下

■屋根色（勾配屋根）

5.0YR～5.0Y	—	4以下
		2以下
その他		

*ベースカラー及びサブベースカラーの項目にないマンセル値はフレームカラー及びアクセントカラーになります。

■問い合わせ先 江東区都市整備部都市計画課

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号
TEL. 03(3647)9183 FAX. 03(3647)9009